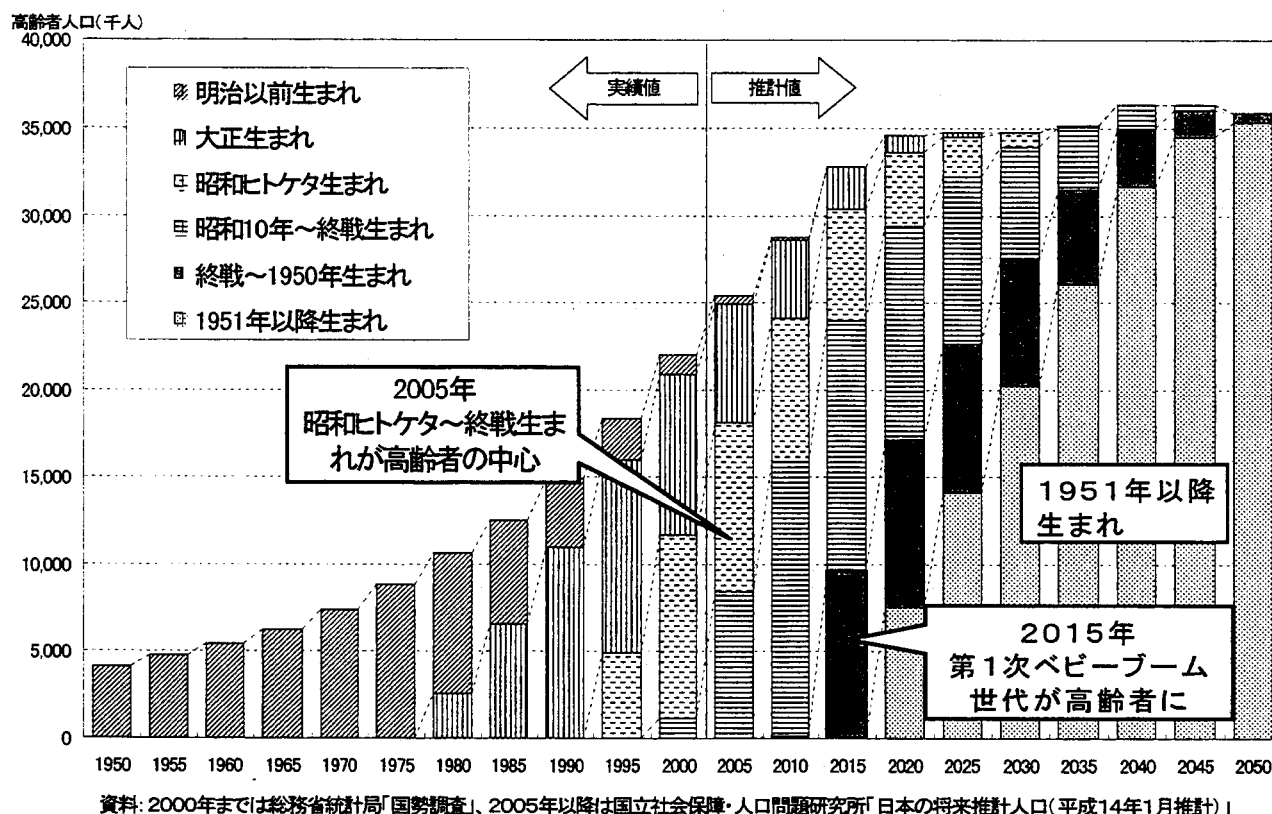


## 高齢者人口の推移

- 我が国の人口構成は今後急速に高齢化が進展し、戦後のベビーブーム世代が高齢期を迎える2015年には、65歳以上の高齢者人口は3,277万人、高齢化率は26%となる見通しである。
- さらに、これらの世代が75歳以上の高齢者となる2025年には、後期高齢者人口は2,000万人を超え、後期高齢化率も17%程度と現行の2倍弱となる見通しである。

### 【世代別に見た高齢者人口の推移】



## 痴呆性高齢者数の現状と将来推計

- 要介護（要支援）認定者のおよそ2人に1人は、何らかの介護・支援を必要とする痴呆性高齢者。
- 痴呆性高齢者は、今後さらに増加する見込み。

### 痴呆性高齢者数（要介護・要支援認定者）の現状

単位 万人

	要介護 (要支援) 認定者	認定申請時の所在(再掲)				
		居宅	特別養護 老人ホーム	老人保健 施設	介護療養型 医療施設	その他の 施設
総数	314	210	32	25	12	34
うち痴呆性老人 自立度Ⅱ以上	149	73	27	20	10	19
うち痴呆性老人 自立度Ⅲ以上	79 (2.5)	28 (1.5)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

(注)

- 1) 2002(平成14)年9月末についての推計(端数処理のため合計が合わない箇所あり)。数字は1号被保険者のうち要介護(要支援)認定を受けた者に係るもの。
- 2) 「その他の施設」は、ここでは、医療機関(療養病床(医療保険適用)、一般病床及び精神病床等)、グループホーム、ケアハウス等。
- 3) カッコ内は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の再掲(痴呆性老人自立度が「Ⅲ」、「Ⅳ」又は「M」かつ、障害老人自立度が「自立」、「J」又は「A」)。

### 痴呆性高齢者数（要介護・要支援認定者）の将来推計

単位 万人

西 暦	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
痴呆性老人自立度 Ⅱ以上	149 (6.3)	169 (6.7)	208 (7.2)	250 (7.6)	289 (8.4)	323 (9.3)	353 (10.2)	376 (10.7)	385 (10.6)	378 (10.4)
参考： 痴呆性老人自立度 Ⅲ以上	79 (3.4)	90 (3.6)	111 (3.9)	135 (4.1)	157 (4.5)	176 (5.1)	192 (5.5)	205 (5.8)	212 (5.8)	208 (5.7)

(注)

- 1) 数字は第1号被保険者のうち要介護(要支援)認定を受けた者に係るもの。カッコ内は65歳以上人口比(%)。
- 2) 2002(平成14)年9月末について推計した「要介護(要支援)認定者における痴呆性高齢者」と「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」から算出したもの(治療や介護に関する技術の発達など政策的な要素は織り込まれていない)。

## 高齢者ケアを取り巻く近年の動向

### わが国の動き

- 1987年 寝たきり老人ゼロ作戦等普及啓発推進事業  
都道府県に「寝たきりゼロ推進本部」の設置  
老人寝たきり予防のための保健事業等
- 1990年 ゴールドプラン  
(高齢者保健福祉推進十カ年戦略、在宅福祉推進十カ年事業、  
ねたきり老人ゼロ作戦、施設対策推進十カ年事業、長寿科学  
研究推進十カ年事業等)
- 1990年代 ゴールドプランに沿った計画的なサービスの基盤整備の推進
- 1994年 高齢者介護・自立支援システム研究会報告  
(高齢者介護において「自立支援」の考え方を提示)
- 1995年 新ゴールドプラン(ゴールドプランの全面的見直し)
- 1996年 介護保険法案提出
- 1997年 グループホーム運営費の制度化
- 1997年 介護保険法成立
- ※98年 抑制廃止福岡宣言(以降、熊本等で宣言)
- 1999年 身体拘束禁止を明示(運営基準の制定)
- 2000年 介護保険法施行  
(身体拘束禁止、自己評価等を規定した運営基準の施行)  
ゴールドプラン21(2005年3月末まで)
- 2002年 小規模生活単位型特養ホーム(全室個室・ユニットケア)の制度化  
痴呆性高齢者グループホームへの外部評価義務づけ
- 2003年 要介護認定の改定(痴呆状態の評価)
- 高齢者介護研究会報告  
(痴呆ケア等尊厳を支えるケアの確立への提言)

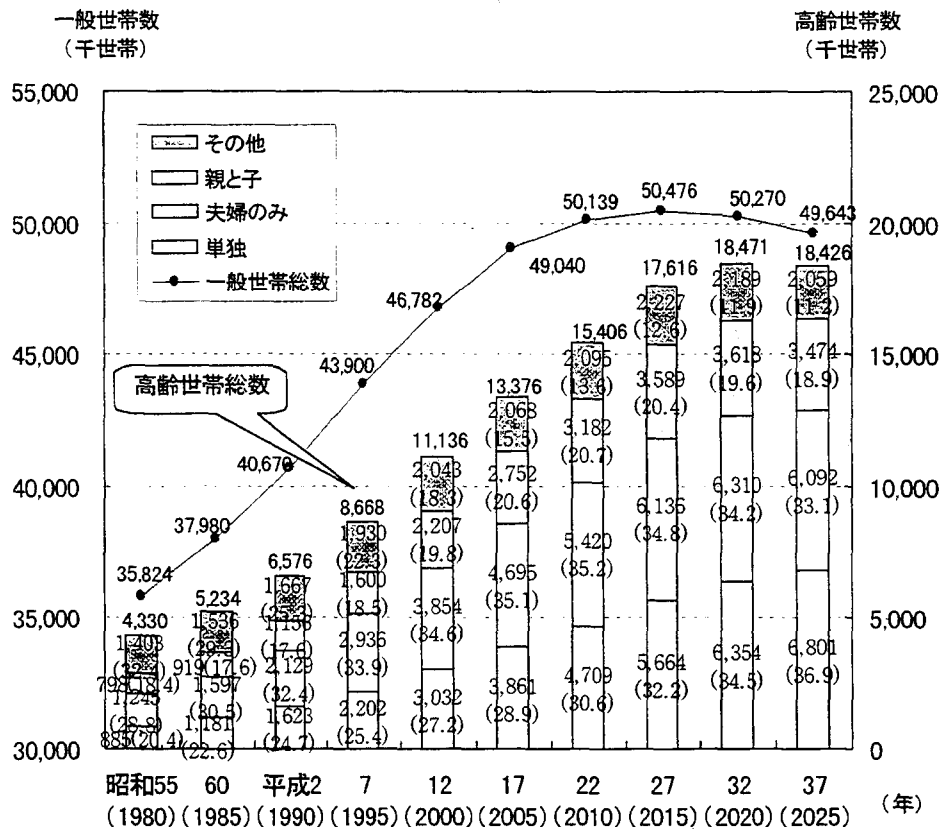
### 外国の動き

- 1985年(スウェーデン)  
グループホームの整備開始
- 1992年(スウェーデン)  
エーデル改革
- 1995年(ドイツ)  
介護保険法施行(施設)
- 1996年(ドイツ)  
介護保険法全面施行(在宅)
- 2002年(ドイツ)  
介護の質保障法、ホーム法、  
介護給付補完法(痴呆対応)  
の施行

## 高齢者世帯の将来推計

- 世帯類型別にみた高齢者の割合を見ると、子供との同居が減少し、一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の高齢者の割合が増加してきている。
- 今後も一人暮らし高齢者は増加を続け、2015年には500万世帯程度となり、高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合は18.7%になる見通しである。
- また、夫婦のみ世帯も2015年には600万世帯程度となり、一人暮らし高齢者及び夫婦のみ高齢者世帯は、1,000万世帯を超える。

### 【一般世帯総数、家族類型別高齢者世帯数の推計】



資料：平成12年までは総務省「国勢調査」(昭和55年は20%抽出集計結果による。)

平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成15年10月推計)

(注1) 一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または、一戸を構える単身者のこと。

寮等の学生、病院等の入院者、矯正施設等の入所者などは、施設等世帯とされる。

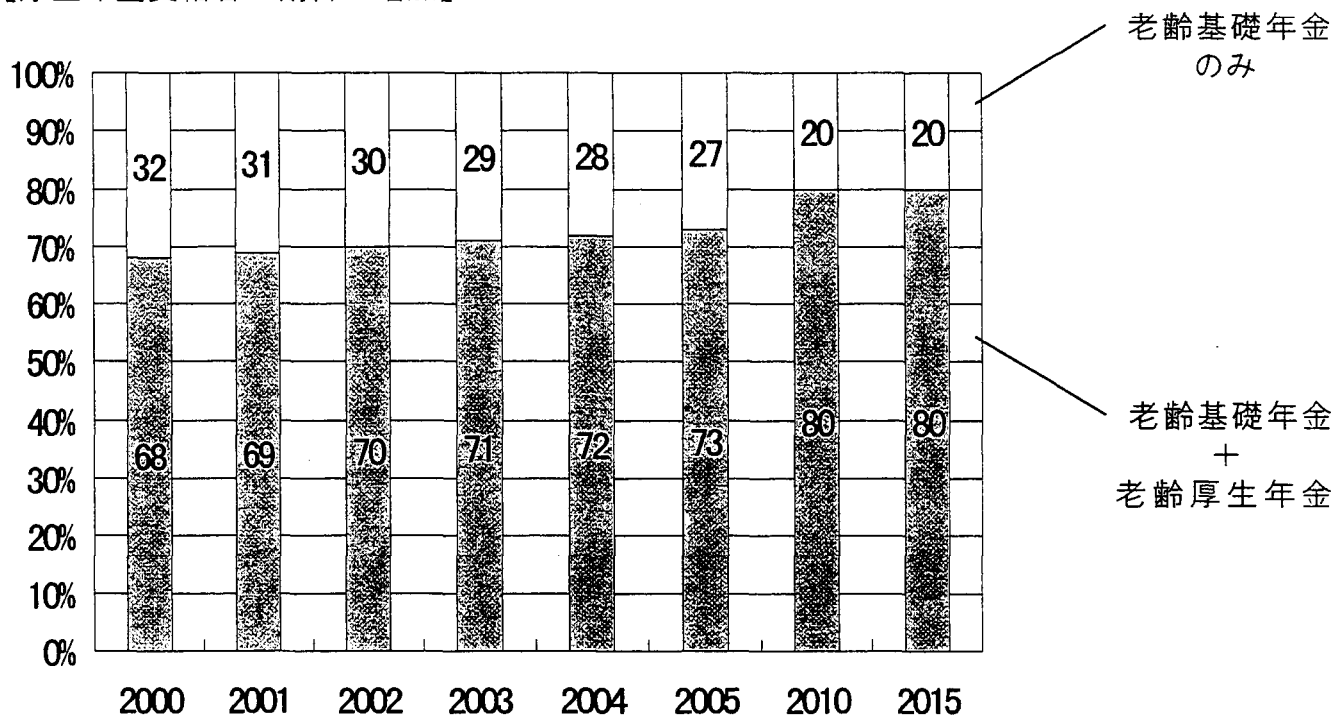
(注2) 高齢世帯とは、世帯主の年齢が65歳以上の一般世帯

(注3) ( )内の数字は、高齢世帯総数に占める割合(%)

## 高齢者の年金受給の状況

○ 年金受給に関しては、厚生年金受給者が増加し、基礎年金のみの受給者の割合は減少していく見通し。

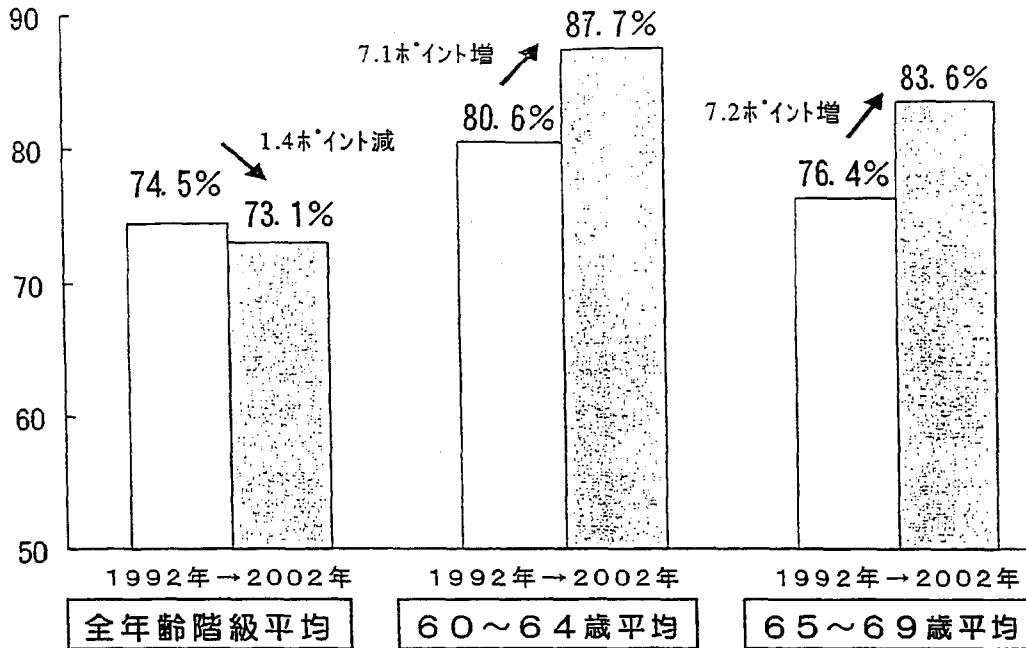
【厚生年金受給者の割合の増加】



(出典：厚生年金・国民年金平成11年財政再計算結果より算出)

## 年齢階級別（世帯主）の平均消費性向の推移

介護保険制度が国民の間に浸透し、介護保険サービスの利用が一般化したことは、老後の不安を和らげ、高齢世代の消費を支えていると考えられる。



底意い消費性向の減少傾向が顕著に表れている。米国経済類みの構図がのびまひとつ心もたないが、長い停滞を経て日本経済には構造変化の確かな動きも見えてきた。そのひとつが消費の新たな主役としてのシニアの台頭だ。

**大機小機**

労働人口の減少や社会保障負担など高齢化は成長抑制という負の側面が強調されがちだ。しかし、近年の経済データはこうした固定観念に転換を迫る。

たとえば、可処分所得の伸びたばかり消費を回すかを示す消費性向を総務省の家計調査で追ってみると、際だった変

化がみられる。平成十四年の勤労世帯の平均消費性向は七三・一％である。これに比べて六十一～六十四歳層は八七・七％、六十五～六十九歳層も八三・六％と飛び抜けて高い。さらに、この二つの年齢層のデータを十年前と比べてみると、それぞれ

### シニア消費が日本を支える

約七割も高くなっている。将来の備えを懸念する若い世代に比べて高齢者の消費性向はもとより高く、経済情勢を反映して可処分所得が伸び悩んだことも背景にある。しかし、それだけではない。近年のデータの著しい変化は説明しきれない。シニアの消費動向

にかつてない潮流が起きているのは間違いない。

「こいつの消費がある。まず、自分と子供の人生は別と、自立志向の強まりである。内閣府の調査でも「不動産は子供に継がせるべきだ」と考える高齢者は着実に少なくなっている。特に、核家族

の第一世代よりも六十年代のシニアは生活環境や意識も一世代前とかなり異なる。もうひとつは介護保険の波及的な効果もある。介護保険導入に関連する民間福祉サービスの普及が、なお問題含みとはいえない。老後の不安を和らげ、貯蓄を福祉向け支出だけでなく、娯楽や旅行など生活充実の消費に回す余地を広げた可能性がある。

つまり、雇用不安が長期化するなかで、個人消費が意外なほどの底堅さをみせてきたのもシニアの広がりや背景にある。日本経済の復活シナリオを描くうえで、団塊世代を念頭に据えこんで拡大していくシニア消費を軸に据えることが不可欠といえる。